

葉山町条例第5号

葉山町犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等に対する支援について、基本理念を定め、町、町民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、支援の基本となる事項を定め、支援するための施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護及び被害からの早期回復又は軽減を図り、もって安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者で町内に住所を有するもの及びその家族又は遺族その他これらの者に準ずると町長が認める者をいう。
- (3) 町民等 町内に居住し、勤務し、在学し、又は町内で活動を行う者をいう。
- (4) 事業者 町内で事業活動を行う者をいう。
- (5) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (6) 関係機関等 国、他の地方公共団体、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (7) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等の置かれている状況についての無理解による言動、配慮に欠ける対応、誹謗中傷等によって犯罪被害者等が被る精神的な苦痛、身体の不調、平穏な生活の侵害その他の被害をいう。
- (8) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、配慮して行われなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は日常生活を害することのないよう、二次被害及び再被害の防止に十分配慮して行われ、町、学校、町民等、事業者、民間支援団体及び関係機関等が相互に連携し、及び協力することにより推進されなければならない。

ならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、関係機関等との役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を実施するものとする。

(町民等の責務)

第5条 町民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深めるよう努めるものとする。

2 町民等は、町が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の就労に十分配慮し、二次被害を生じさせないよう努めるものとする。

2 事業者は、町が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 町は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 町は、犯罪被害者等の支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(犯罪被害者等への支援)

第8条 町は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等に対し、次に掲げる施策を行うものとする。

(1) 犯罪等の被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金の支給を行うこと。

(2) 犯罪等の被害により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等に対し、家事、子育てに要する費用の助成その他必要な支援を行うこと。

(3) 犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、緊急避難場所の提供、転居に要する費用の助成その他必要な支援を行うこと。

(4) 犯罪等の被害により法律上の問題に直面している犯罪被害者等に対し、法律相談の実施その他必要な支援を行うこと。

(5) 犯罪等により精神的な被害を受けた犯罪被害者等に対し、カウンセリングの実施その他必要な支援を行うこと。

(6) 犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるために必要な支援を行うこと。

(7) 犯罪被害者等である児童又は生徒に対し、学校と連携して、年齢や発達の程度、児童又は生徒の置かれた状況に応じた十分な配慮を行い、安心して教育を受けることができるよう必要な支援を行うこと。

(町内に住所を有しない犯罪等による被害者等への支援)

第9条 町は、町内に住所を有しない者が町内で発生した犯罪等により害を被ったときは、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、当該害を被った者に対し、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(人材の育成)

第10条 町は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材の育成に関する研修の実施その他必要な取組を行うものとする。

(民間支援団体との連携)

第11条 町は、犯罪被害者等の支援において民間支援団体が果たす役割の重要性を考慮し、その活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な連携を行うものとする。

(町民等への啓発活動等)

第12条 町は、犯罪被害者等が置かれている状況並びに二次被害及び再被害の防止の重要性について、町民等が理解を深めるよう啓発活動その他必要な取組を行うものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第13条 町は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でない認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(意見の聴取)

第14条 町は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等及び関係機関等から意見を聴き、施策に反映させるよう努めるものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。